

広島県告示第百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第二項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定施術機関から施術所を廃止した旨の届出があった。

平成三十年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	業務の種類	廃止年月日
榎本 昌彦	尾道市長江三丁目二番一〇号	はり・きゅう	平成二十九年二月三十一日
迫田 大輔	廿日市市陽光台四丁目七番四号	柔道整復	平成二十九年一月三十一日